

労働審判手続（仮称）と訴訟の係属について

1 先に労働審判手続（仮称）の申立てがなされている場合

(1) 労働審判手続（仮称）の申立てがなされた後に、訴えの提起を行うことの可否（訴えの提起を制限すべき理由の有無）

(2) (1)において、訴えの提起を可能とした場合について

ア 労働審判手続（仮称）の進行が受けることとなる影響（解決案が決められる場合、その解決案の効力についてどのように考えるか）

イ 訴訟手続の進行が受けることとなる影響

2 先に訴えの提起がなされている場合

(1) 訴えが提起された後に、労働審判手続（仮称）の申立てを行うことの可否（労働審判手続（仮称）の申立てを制限すべき理由の有無）

(2) (1)において、労働審判手続（仮称）の申立てを可能とした場合について

ア 労働審判手続（仮称）の進行が受けることとなる影響

イ 訴訟手続の進行が受けることとなる影響

3 以上の論点の考え方についての、以下の点に関する考え方との関係

ア 決められた解決案の効力（資料203における論点2）

イ 労働審判手続（仮称）が進められること（解決案が決められること）についての、相手方の同意の要否（資料203における論点4）

既存の制度に関する参考条文

民事調停規則（昭和26年最高裁判所規則第8号）

（訴訟手続の中止）

第5条 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属するとき、又は法第二十条第一項若しくは法第二十四条の二第二項の規定により訴訟事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、訴訟事件について争点及び証拠の整理が完了した後において当事者の合意がない場合には、この限りでない。

家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）

第20条 審判手続中の事件について、調停の申立てがあつたとき、又は法第十一条の規定により事件が調停に付されたときは、家庭裁判所は、調停が終了するまで審判手続を中止することができる。

第130条 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は法第十八条第二項若しくは第十九条の規定により事件が調停に付されたときは、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

借地非訟事件手続規則（昭和42年最高裁判所規則第1号）

（手続の中止）

第12条 裁判所は、借地権の目的の土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、法第四十一条の事件〔借地条件の変更等の事件〕の手続を中止することができる。

2 前項の規定は、法第四十一条の事件について民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停事件が係属する場合に準用する。

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）

（訴訟との関係）

第42条の26 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（重複する訴えの提起の禁止）

第142条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

注）条文中の〔 〕内は、事務局による注記である。